

# 議案説明書

【8月22日開催分】

令和7年9月定例会

## 令和7年生駒市議会第5回(9月)定例会 議案説明会

1 日 時 令和7年8月22日(金) 午後1時

2 場 所 第1会議室

### 3 説明議案等

報告第7号	市長専決処分の報告について(損害賠償の額の決定について)
報告第8号	市長専決処分の報告について(損害賠償の額の決定及び和解について)
議案第51号	令和7年度生駒市一般会計補正予算(第2回)
議案第52号	令和7年度生駒市介護保険特別会計補正予算(第1回)
議案第53号	生駒市選挙公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第54号	生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び生駒市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第55号	篤志寄附基金条例の一部を改正する条例の制定について
議案第56号	生駒市企業版ふるさと納税基金条例の制定について
議案第57号	生駒市特別会計設置条例を廃止する条例の制定について
議案第58号	RAKU-RAKUはうす条例を廃止する条例の制定について
議案第59号	生駒市地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第60号	生駒市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

### 4 出席議員

福中眞美	白本和久	伊木まり子	塩見牧子	浜田佳資	竹内ひろみ
恵比須幹夫	成田智樹	吉村善明	片山誠也	改正大祐	神山さとし
山下一哉	加藤裕美	中嶋宏明	中尾節子	梶井憲子	辰巳綾子
芦谷真治	森雄亮	橋本宏淳	高杉千代子		

### 5 説明のため出席した者

経営企画部長	井上博司	総務部長	小林弘幸	財務部長	鍬田明年
地域活力創生部長	川島健司	福祉部長	後藤治彦	子育て健康部長	吉村智恵
建設部長	米田尚起	都市整備部長	清水一彦	消防長	金田和彦
教育部長	松田 悟	生涯学習部長	坂谷 操		

## 報告第7号 市長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）

### 【消防本部】

今回の専決処分は、本年5月24日午前5時24分頃、救急出動中の救急隊が、山崎新町地内の共同住宅の1階エレベーターホール内で、物損事故を起こしたものです。

事故の概要としては、共同住宅での救急活動中、傷病者をストレッチャーに収容し、エレベーター室内から移動する際、1階エレベーター開口部付近の壁面にストレッチャーを接触させ、損傷させたものです。

損害賠償額については、損傷部分の現状を回復する費用として、7万5900円となり、本市が加入している消防業務賠償責任保険から支払われ、令和7年7月3日に復旧工事が完了しています。

本件について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、令和7年6月27日付けで専決処分を行ったことから、同条第2項の規定により報告するものです。

## 報告第8号 市長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）

### 【建設部】

本件は、道路上において発生した物損事故について、この度示談が成立したため、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、令和7年7月31日に専決処分を行い、同条第2項の規定により報告するものです。

事故の概要については、令和7年6月11日（水）午後4時9分頃、東新町地内の交差点において、南下直進する公用車の右側後部側面と右折する相手方車両の右側前部側面が接触し、公用車とともに相手方車両も損傷したものです。

なお、損害賠償額については、相手方損害額の20%に当たる1万1381円です。

## 議案第51号 令和7年度生駒市一般会計補正予算（第2回）

### 【経営企画部】

歳入の款18寄附金、項1寄附金、目1一般寄附金について、6月16日に市内在住であった故人の方から、1億3000万円の遺贈寄附を受けたことから、補正を行うものです。

続いて、歳出の款2総務費、項1総務管理費、目6企画費について、今回の遺贈寄附に伴う寄附金を篤志寄附基金の教育環境整備基金及び庁舎窓口環境整備基金に積み立てるため、補正を行うものです。

### 【総務部】

第3表債務負担行為補正、事項「市営駐車場指定管理業務」について、ベルテラスいこま自動車駐車場、生駒駅前南自動車駐車場、生駒駅北地下自動車駐車場の3施設については、指定管理者による施設運営を行っていますが、現在の指定

管理者による指定管理期間が令和7年度で終了することから、新たな指定管理者を今年度内に選定し、令和8年度から新たな指定管理者による施設運営を始めるため、令和7年度から令和12年度までについて、総額5億8849万4000円の債務負担行為の設定を新たに行うものです。

なお、令和7年度において歳出は発生しません。

### 【財務部】

令和6年度決算において生じた一般会計の剰余金15億3600万7000円のうち、地方財政法の規定に基づきその2分の1を下らない額について、積立て又は地方債の繰上償還の財源に充てる必要があります。

よって、当該剰余金の半分について、款2総務費、項1総務管理費、目5財産管理費の節24積立金で、北部地域整備促進基金の3億円に加え、4億6800万4000円を「公共施設等総合管理基金」に積み立てます。

続いて、款10公債費、項1公債費、目1元金の節22償還金利子割引料の3億7800万円について、地方債の繰上償還をするものです。

また、目3公債諸費の節21補償補填及び賠償金の5万7000円については、地方債の繰上償還に伴う補償金を計上しています。

同じく目2利子、節22償還金利子割引料の192万2000円については、日銀による政策金利の引上げに伴い、令和6年度借入地方債の利率が当初の見込みよりも高くなったことで、予算が不足するため補正をするものです。

これらの財源は、款19繰入金、項1基金繰入金、目1減債基金繰入金の3億7800万円と、款20繰越金、項1繰越金、目1繰越金8億6230万6000円の内、197万9000円となります。

### 【地域活力創生部】

款2総務費、項1総務管理費、目8市民活動費、「新しい地域コミュニティ構築推進事業委託料」ですが、本事業は、高齢化の進展等により、自治会における担い手不足、加入率の低下が課題となる中で、現役世代を中心に、顔の見える関係づくりを進めることで、自治会などコミュニティの活性化を図ろうとするものです。

事業の概要としては、これまで地域との関わりが少なかった人が、自分の興味・関心や特技などを起点とした、ゆるやかなつながり、顔の見える関係を、地域につくることを目指します。

その方法として、それぞれの人の興味・関心などを見える化して、知らなかった人同士の新しいつながりを生むための、デジタルツールの検討を行うとともに、集会所などのリアルな場での、ワークショップやイベントなどを、令和7年度から実施していきます。

さらに、担い手不足などの課題が顕在化している自治会活動について、行政との関わりや果たすべき役割を、改めて整理した上で、デジタルも含めた事務の効率化、活性化の方策を検討します。

今年度の補正額としては、全体事業構想の検討、モデル地区を設定した上での住民アンケートやイベント、ワークショップ等の実施経費に加え、地域でのゆるやかなつながりをつくり、地域活動を支援するためのデジタルツールを検討する経費として、委託料4310万9000円を計上しています。

事業の財源については、款15国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、補助率2分の1の「新しい地方経済・生活環境創生交付金」を充当しています。

次に、「第3表債務負担行為補正」の、「新しい地域コミュニティ構築推進業務」について、令和8年度に執行を予定しているワークショップ、イベント等の実施、事業の実施主体等の検討などの委託に要する経費として、2003万4000円を設定しており、令和7年度分の事業費と合わせて、公募型プロポーザルによる事業者選定の実施を検討しています。

次に、「家庭系ごみ袋販売等業務」については、家庭系ごみ袋の販売、保管、配送等の業務について、公募型プロポーザルによる委託の経費4531万5000円を設定しています。

この業務については、これまで、地域の総合経済団体である生駒商工会議所に委託し、市内での取扱店舗の拡大を図ることで、身近な店舗で安定的にごみ袋が購入できる環境を整えてきましたが、今後、この基盤を活用しながら、地域の事業者等と連携した啓発活動の展開など、ごみ減量をさらに一歩進めるための事業を内容に組み込んだ業務として実施するものです。

業務期間は、令和8年度から10年度までの3年間で、令和7年度に公募型プロポーザルを実施するものです。

## 【福祉部】

福祉部所管分の説明の前に、本議案（議案第51号）、さらに、議案52号、58号にも関わることから、生駒駅前周辺教育、福祉機能再配置案について説明します。

この度の再配置案については、福祉部としては、指定管理期間が今年度末までとなる「RAKU-RAKUはうす」、また、既に廃止の議決を得ていますデイサービスセンター幸楽の廃止後の在り方、また、コミュニティセンター、セラビーいこまなど、駅前周辺の公共施設で実施している介護予防教室等の機能集約などを検討していました。

また、教育部、生涯学習部では、「学びの多様化学校」を令和9年度に開校したい、教育支援施設の老朽化の問題などがあり、これら3つの部の意向が反映された教育、福祉機能の再配置案となっています。

まず、「RAKU-RAKUはうす」については、現在利用されている「高齢者交流スペース」を工事期間中、一旦、幸楽2階での実施とし、社会福祉協議会の自主事業の多世代交流事業として、また、現在幸楽3階で実施している「パワーアップPLUS教室」、1階にある「地域包括支援センター」「居宅介護支援事業所」「訪問介護事業所」など、幸楽の全ての機能を移転させるとともに、駅前公共

施設（生駒市コミュニティセンター、たけまるホール等）で実施している市直営の「介護予防教室」も集約し、支援機能の強化、利便性の向上につなげたいと考えています。

また、教育支援施設の機能を移転させ、「教育相談室」「ユースネットいこま」「学びの多様化学校」を整備し、令和9年度開校を目指します。

歳出として、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節18負担金補助及び交付金において、物価高騰対策の一環として生駒市社会福祉協議会が独自事業として実施しているフードドライブ事業に対する支援を通じて、物価高騰の影響を受けている市民の皆様を支援するため、社会福祉協議会への事業支援の補助金として、120万円を計上しています。

なお、財源としては、款15国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務国庫補助金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用します。

続いて、款3民生費、項1社会福祉費、目4老人福祉費、節12委託料において、設計委託料22万7000円を計上しています。

本委託料は、生駒駅周辺の教育・福祉機能再配置に伴い、現行の「RAKU-RAKUはうす」の機能を見直し、令和8年9月末以降に幸楽の機能を移転させるため、令和7年度中に「RAKU-RAKUはうす」の改築を行うための設計委託料です。

金額については、771万1000円の予算額となりますが、幸楽の改築に伴う設計委託料として、当初予算に計上していた748万4000円との差額である22万7000円を増額する形となっています。

続いて、節14工事請負費において、同じく生駒駅周辺の教育・福祉機能再配置に伴い、「幸楽」建物の使用用途が変更となるため、今年度、幸楽の高圧受変電設備の改修工事を実施する見込みがなくなったことから、当初予算に計上していたデイサービスセンター設備整備工事費750万円を全額減額するものです。

続いて、第3表債務負担行為の補正です。

追加として、事項「福祉センター送迎用バス更新業務」、期間令和7年度から令和8年度まで、限度額1284万2000円としています。

福祉センター送迎用バスについては、平成13年から使用しており、走行距離が50万キロを超えていることに加え、雨漏りやエアコンの故障など不具合が生じていることから、更新を行うものです。

ただし、車いす昇降など利用される方用に改造する必要があるため、年度内の納車が難しいことから、債務負担行為の設定するものですが、令和7年度中の予算の支出はありません。

なお、更新については、全額寄附金を活用します。

## 【子育て健康部】

款3民生費、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費のうち、令和6年度に交付された「こども子育て交付金」など（国庫負担金、補助金、県負担金もある）について、事業実績報告の結果、こどもサポート事業費において185万3000

円、子育て世帯支援事業費において108万9000円の合計294万2000円の償還が必要となったことから、過年度償還金の増額補正を行うものです。

### 【都市整備部】

款6土木費、項3都市計画費、目4北部地域整備促進事業費について、今後、多額の資金が必要と見込まれる学研高山地区第2工区の土地区画整理事業等の進捗を図るため、令和6年度一般会計決算剰余金の一部を活用して、北部地域整備促進基金に3億円を積み立てることとし、令和7年度一般会計予算を補正するものです。

### 【消防本部】

第2表繰越明許費の款消防費、項消防費の消防施設等整備事業で、繰越明許を設定するものです。

この事業は、令和7年度の車両更新整備事業として、消防署配備の火災原因調査車と、消防団機動第3分団配備の小型動力ポンプ付積載車の2車両を更新するものですが、現在、国内販売されている車両各メーカーの対象車種の安全基準の見直しや、車両のシャシ・部品等の受注過多による供給不足など、納期が見通せない状況となっており、今年度内での事業完了が見込めなくなったことから、中間検査に伴う旅費・保険料・委託料・重量税などを含めた車両購入費として、消防署配備の火災原因調査車の更新経費1040万4000円と、消防団配備の小型動力ポンプ付積載車の更新経費1396万4000円の2車両の更新整備費計2436万8000円の繰越明許を設定するものです。

### 【教育部】

款21諸収入、項4雑入、目4雑入、節3学校給食材料費徴収金について、物価高騰に伴い、子育て世帯の経済的負担の軽減と安心して学校生活を送っていただくことを目的に、国からの臨時交付金を活用し、小・中学校の給食費について、令和7年10月分の1カ月分を無償化するため、4047万2000円を減額補正するものです。

なお、財源としては、款15国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節1総務管理補助金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充てます。

次に、款3民生費、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、節22償還金利子及び割引料については、過年度償還金として、学童保育や保育所等の運営、また、保育所等が実施する様々な保育サービスのための交付金及び補助金について、「子育てのための施設等利用給付交付金」「保育対策総合支援事業費補助金」「子ども・子育て支援交付金」「施設型給付費等交付金」「子どものための教育・保育給付交付金」「子ども・子育て支援事業補助金」の超過交付分の償還として5972万2000円のうち、教育部分として5678万円を計上しています。

次に、目4母子父子福祉費、節22償還金利子及び割引料について、過年度償

還金として、母子家庭等対策総合支援事業補助金の超過交付分の償還として127万4000円を計上しています。

次に、款8教育費、項4幼稚園費、目1幼稚園費、節22償還金利子及び割引料について、過年度償還金として、新制度に移行した私立幼稚園の運営費等の「子どものための教育・保育給付交付金」の超過交付分の償還として178万2000円を計上しています。

次に、款8教育費、項1教育総務費、目2心の教育活動事業費については、「学びの多様化学校」に係る補正予算です。

本市ではこれまで不登校対策として、「いきいきほっとルーム」、「のびのびほっとルーム」や校内サポートルームなど不登校児童生徒の居場所づくりに積極的に取り組んできました。この度、さらに学びの観点から子どもたちや保護者の選択肢を増やすために「学びの多様化学校」の整備を進めます。

「学びの多様化学校」は、不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると認められる場合、文部科学大臣の指定を受け、教育課程の基準によらずに特別の教育課程を編成して教育を実施することができる学校です。

国で認められた学校であるため、提供する学びは公的な質が保証され、高校進学に必要な内申点を付与できます。

また、国の指定を受け、教育課程を柔軟に編成・実施できるため、児童生徒一人一人の興味や特性、学習進度に応じた「個別最適化された学び」を実施できます。

本市の不登校児童生徒数は年々増加傾向にあります。

本市では、本年6月25日から7月3日までの間、不登校支援に関わるニーズを把握するため、小中学校の保護者を対象に不登校支援のニーズ調査を実施したところ、「お子様はこれまでに学校に通いづらかった経験がありますか？」の問いについては、4割が「はい」と回答しています。

また、その方々を対象とした「どのような期間でしたか？」との問いに対しては、半数以上の方が1カ月以上と回答しており、23.3%が1年以上との長期にわたる回答をしています。

また、「不登校支援にどのような施策が必要だとお考えですか？」の問いに対しては、多くの方が何らかの居場所や学びの場を必要と考えていることが分かります。

さらに、「お子様が現在学校に通いづらい状況、または、もし将来学校に通いづらい状況になった場合、『学びの多様化学校』への通学を検討しますか？」の問いには、「どちらかと言えば『はい』」を含めると半数近くの方が検討すると回答しており、「情報次第で検討したい」と回答した方を含めると、97%の方が検討すると回答しています。

このような状況も踏まえ、教育委員会で検討し、8月19日の総合教育会議を経て、同日の教育委員会定例会で「学びの多様化学校」の令和9年4月開校に向けて取り組んでいくことと決定されました。

令和8年度に改修工事を実施し、令和9年4月開校を目指します。

このことから、幸楽を改修し、「学びの多様化学校」、「ユースネットいこま」、「教育支援室」を整備するために、今年度に設計業務を行うための委託料として、1664万5000円を計上しています。

また、その財源としては、歳入として、款19繰入金、項1基金繰入金、目11子ども未来基金繰入金に同額を計上しています。

### 【生涯学習部】

第3表債務負担行為補正、追加として、事項「南コミュニティセンターせせらぎ空調設備整備工事」期間「令和7年度から令和9年度まで」限度額「5億9411万円」については、南コミュニティセンターせせらぎ空調設備更新工事の設計業務が完了したことから整備を進めていくものです。整備に当たっては、利用状況及び財政負担を鑑み、3期に分けて実施するものとし、その1期を令和8年春とするために事業者選定及び仮契約の締結などに相当の日数を要することから、限度額を「5億9411万円」とする内容の債務負担行為を追加するものです。

## 議案第52号 令和7年度生駒市介護保険特別会計補正予算（第1回）

### 【福祉部】

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれに1億394万5000円を追加し、総額106億901万3000円とする補正を行うものです。

歳出について、款5基金積立金、項1基金積立金、目1介護給付費準備基金積立金として、介護給付費等の、国・県からの過年度の追加交付分を介護給付費準備基金へ積み立てるため、追加交付分の9355万8000円を計上しています。

次に、款6諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目2償還金において、国・県・市・診療報酬支払基金への前年度の精算返還金として、1038万7000円を計上しています。

次に、歳入について、介護給付費準備基金積立金の財源として、款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金として1478万6000円、同じく、款3国庫支出金、項2国庫補助金、目2地域支援事業介護予防・日常生活支援総合交付金として247万2000円、次に、款5県支出金、項1県負担金、目1介護給付費負担金として7475万5000円、同じく、款5県支出金、項2県補助金、目2地域支援事業包括的支援等交付金として154万5000円を計上しています。

次に、前年度の超過交付分の返還分の財源については、款7繰入金、項2基金繰入金、目1介護給付費準備基金繰入金として、1038万7000円の繰り入れを計上しています。

続いて、第2表債務負担行為補正を行うものです。

幸楽の機能を「RAKU-RAKUはうす」に移転させることに伴い、当初予定していた指定管理を終了し、指定管理の業務の中で運営していたパワーアップ

P L U S 教室の運営を単年度ごとの委託業務に変更することになったことから、当初設定した債務負担行為を廃止するものです。

**議案第 5 3 号 生駒市選挙公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

**議案第 5 4 号 生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び生駒市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

**【総務部】**

**（議案第 5 3 号）**

生駒市議会議員及び生駒市長の選挙における公費負担については、衆議院及び参議院議員の選挙の場合を基準に条例により定めていますが、最近の物価変動の影響等を考慮した公職選挙法施行令の改正により、衆議院及び参議院議員の選挙の公費負担の限度額が引き上げられたことに伴い、本市条例を同法施行令と同様に改正するものです。

改正内容としては、選挙運動用ビラの作成の公費負担の単価を「7円73銭」から「8円38銭」に、選挙運動用ポスターの作成の公費負担の単価を「541円31銭」から「586円88銭」、に改めるものです。

なお、施行期日は、公布の日としています。

**（議案第 5 4 号）**

本条例については、令和6年8月の人事院勧告及び地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に基づき、仕事と生活の両立支援拡充のため、部分休業制度の拡充及び子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置について、「生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例」及び「生駒市職員の育児休業等に関する条例」を一部改正するものです。

まず、「生駒市職員の育児休業等に関する条例」について、育児休業等に関する条例の主な改正内容としては、勤務時間の始め又は終わりに1日に2時間の範囲内で取得することができる部分休業について、現行の制度を拡充した第1号部分休業に加え、新たに第2号部分休業を設け、どちらかを選択して取得できるようにするものです。

具体的には、説明資料①の第1号部分休業は、これまで、部分休業は、勤務時間の前後につなげて30分単位での取得となっていたものを、改正後の図のとおり、勤務時間の間においても取得可能となります。

次に、説明資料②の第2号部分休業は、今回、新たに追加されたものですが、1年につき10日相当の範囲で、1時間単位で、丸1日でも取得することができるというものです。

①と②は、選択制となるため、どちらかを選択しての取得となります。

続いて、「生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例」の改正の主な内容ですが、職員が子の年齢に応じた柔軟な働き方を選択できるよう支援するため、妊娠、出産時や育児期の職員への面談等による両立支援制度の周知や制度利用・働き方への意向を聴取し、それに配慮しなければならないことを明記したものです。

施行期日は、令和7年10月1日からとし、令和7年度中の部分休業の取得日数について所要の経過措置を設けています。

#### **議案第55号 篤志寄附基金条例の一部を改正する条例の制定について**

#### **議案第56号 生駒市企業版ふるさと納税基金条例の制定について**

##### **【経営企画部】**

##### **(議案第55号)**

令和7年6月16日に、市内在住であった故人の方からの遺言により、本市に1億3000万円の遺贈寄附を受けました。

寄附金の使途についての意向は示されていなかったことから、検討した結果、4000万円を令和9年度に予定している市役所庁舎に設置予定のワンストップ総合窓口をはじめとする市民の方が使用される椅子やカウンターの整備に係る経費に、9000万円を現在令和10年度の開校を目指して進めている生駒南小・中学校やその他市内小・中学校に要する備品に充てることを検討していることから、寄附金をいったん基金に計上しておく必要があるため、本条例を改正するものです。

改正内容については、第2条の表中、教育環境整備基金の部分に新たに9000万円に係るものを追加するとともに、4000万円に係るものについて、新たに庁舎窓口環境整備基金として創設するものです。

最後に、施行期日は、公布の日としています。

##### **(議案第56号)**

企業版ふるさと納税については、生駒市デジタル田園都市構想総合戦略を基に作成する地域再生計画に基づく事業を寄附の対象事業とするもので、これまで、本市では、寄附を受けた年度の当該事業に活用することとしていました。

今後、寄附を受けた当該年度の事業のみではなく、翌年度以降に実施予定の新たな事業も対象とし、より寄附をいただく企業の希望する使い道に沿った事業に寄附金を活用することを可能とすることにより、企業版ふるさと納税制度の更なる活用を図っていくため、新たに本条例を設置するものです。

条例本文の内容としては、第1条に今回の基金を設置する目的を、第2条には積立てに係ることを規定するとともに、第3条には基金の管理に関すること、第4条は運用益金の処理に関すること、第5条は繰替運用に関すること、第6条は処分に関することを規定しています。

最後に、本条例の施行については、公布の日から施行するものです。

#### **議案第57号 生駒市特別会計設置条例を廃止する条例の制定について**

##### **【財務部】**

現在、生駒市特別会計設置条例には、公共施設整備基金特別会計のみが定められていますが、当該特別会計を廃止することから当該条例を廃止するものです。

当該特別会計の目的は公共施設整備寄附金及び公共施設整備基金から生ずる収益金の取扱事業となっています。令和2年度以来、公共施設整備寄附金がゼロで

あり、特別会計の役割は果たしたと考えられること、令和6年度に開催された監査委員による決算監査でも当該特別会計の存在意義について指摘があったことから廃止するものです。

なお、公共施設整備基金そのものについては、残高があるため、存続しますが、「生駒市公共施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例」において、その運用から生ずる収益は、廃止を予定している『特別会計』に計上して、基金に繰り入れるものとしていることから、その部分を一般会計で対応できるようにするための改正も併せて行います。

なお、本条例の施行期日は令和8年4月1日としています。

#### **議案第58号 RAKU-RAKUはうす条例を廃止する条例の制定について** **【福祉部】**

「RAKU-RAKUはうす」の廃止経緯については、議案第51号の「生駒駅周辺教育・福祉機能再配置案」の説明のとおりであり、指定管理期間が終了する令和8年3月31日をもって廃止をするものです。

なお、「RAKU-RAKUはうす」の使用に当たっては、回数券を発行しているため、廃止までに全て使用しきれない方の還付に対応するために、経過措置の規定を設けています。

#### **議案第59号 生駒市地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

##### **【都市整備部】**

この度の対象地区は、「生駒市白庭台地区」、「生駒市学研北生駒駅北地区」、「生駒市学研奈良登美ヶ丘駅前地区」の3地区です。

「生駒市白庭台地区」は、既存地区計画の区域に約0.09ヘクタールを追加する都市計画変更を行ったものです。

次に、「生駒市学研北生駒駅北地区」は、本年4月に都市計画決定した地区計画について、実効性を高めるため、本地区6.3ヘクタールを追加するものです。

続いて、その制限内容の区割図は記載のとおりです。

また、条例で定める建築物の制限内容で、建築用途、敷地面積、壁面位置、容積率、建ぺい率、高さを制限しており、内容は記載のとおりです。

次に、「生駒市学研奈良登美ヶ丘駅前地区」については、建築基準法の改正に伴う条項のずれであり、内容については、特段、実質的な変更はありません。

なお、本条例の施行日は、公布の日からとしています。

#### **議案第60号 生駒市下水道条例の一部を改正する条例の制定について** **【建設部】**

本市下水道事業の経費回収率は73%前後で推移し、一般会計からの繰出金に依存した経営状況が固定化されています。

効率的な下水道の整備や水洗化率の向上等に取り組んでいるものの、人口減少等による下水道使用料の減少や、物価上昇に伴う経費の増加が見込まれており、今後の経営は一層厳しくなることが想定されます。

さらに、今後、老朽化が進展する下水道施設の更新を適切に実施するための財源確保が急務となっており、令和5年度生駒市下水道事業会計決算審査意見書では可及的速やかに使用料設定を適正化すべきとの意見が監査委員から示されました。

これらの課題や意見に対応するため、令和6年12月に生駒市下水道事業経営戦略を改定し、下水道使用料の適正化による経費回収率の向上に向けたロードマップを公表するとともに、生駒市下水道事業経営審議会条例を制定しました。

そして、本条例は生駒市下水道事業経営審議会の審議を経た上で、同審議会の答申書に基づき、下水道使用料の改正を行うものです。

次に、条例の改正内容について、第21条第2項において、有収水量が減少傾向である中、経営の安定性を確保するため、1月につき150円の基本使用料を新たに設定します。

また、同条第3項では各排水区分の水量使用料の単価を改正するとともに、同条第5項では定例日以外の日で使用を開始等した場合の基本使用料は、奈良県広域水道企業団における基本料金の算定と同様の使用日数の区分に応じ、月数を算定することを規定します。

最後に、施行期日は、可及的速やかに使用料設定を適正化すべきとの監査委員の意見を踏まえ、本条例の施行期日は令和8年4月1日からとしています。

# 議案説明書

【9月2日開催分】

令和7年9月定例会

## 令和7年生駒市議会第5回(9月)定例会 議案説明会

1 日 時 令和7年9月2日(火) 午前9時30分

2 場 所 第1会議室

### 3 報告案件

報告第9号	市長専決処分 <sub>の</sub> 報告について(損害賠償 <sub>の</sub> 額の決定及び和解について)
-------	--

### 4 出席議員

福中眞美	白本和久	伊木まり子	塩見牧子	浜田佳資	竹内ひろみ
恵比須幹夫	成田智樹	吉村善明	片山誠也	改正大祐	神山さとし
山下一哉	加藤裕美	中嶋宏明	中尾節子	梶井憲子	辰巳綾子
芦谷真治	森雄亮	橋本宏淳	高杉千代子		

### 5 説明のため出席した者

都市整備部長 清水一彦

## 報告第9号 市長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）

### 【都市整備部】

本件は、学研高山地区第2工区内の本市が所有する敷地の枯損木が倒木し、民有地に存する倉庫の屋根や壁の一部を損壊させた事案につき、この度、示談が成立したことから、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、令和7年8月28日付けで専決処分したため、同条第2項の規定により報告するものです。

事象の発生日は、令和7年7月1日（火）頃、場所は高山地内で、損害賠償の額は59万4000円です。

事象の概要について、場所は、学研高山地区第2工区内（学研高山地区南エリア内）で、本市所有地の枯損木が市道宮方稲葉線支線16号を挟んだ民有地に倒れ、倉庫の屋根及び壁の一部を損壊させました。

本市に賠償責任があると判断し、相手方との示談が成立したことから、修繕に要する費用を損害賠償として支払うものです。

なお、修繕費については、相手方から提出された見積りについて内容を精査し、金額の妥当性を確認しています。

# 議案説明書

【9月4日開催分】

令和7年9月定例会

## 令和7年生駒市議会第5回(9月)定例会 議案説明会

1 日 時 令和7年9月4日(木) 午前9時30分

2 場 所 第1会議室

### 3 説明議案

議案第71号	財産の取得について
--------	-----------

### 4 出席議員

福中眞美	白本和久	伊木まり子	塩見牧子	浜田佳資	竹内ひろみ
恵比須幹夫	成田智樹	吉村善明	片山誠也	改正大祐	神山さとし
山下一哉	加藤裕美	中嶋宏明	中尾節子	梶井憲子	辰巳綾子
芦谷真治	森雄亮	橋本宏淳	高杉千代子		

### 5 説明のため出席した者

地域活力創生部長 川島健司

## 議案第71号 財産の取得について

### 【地域活力創生部】

本案については、令和7年度予算において債務負担行為を設定した、清掃リレーセンター脱着装置付コンテナ専用車購入であり、所有3台のうち1台の更新を行うものです。

去る8月22日に条件付一般競争入札を行った結果、3社の入札があり、いすゞ自動車近畿株式会社奈良支店が、税込み2498万1000円で落札し、納入期限を令和9年3月31日までとして仮契約を締結しました。

なお、落札率は91.59%でした。